

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省大臣官房総合政策課）

項目名	適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長		
税目	法人税		
要望の内容	適格退職年金契約の積立金に対する特別法人税について、他の年金制度と同様に受給者保護を図るため、撤廃を行う。また、特別法人税の撤廃に至るまで、課税停止措置の延長を行う。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護を図る観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を行う必要がある。 (2) 施策の必要性 企業年金に関する税制の基本は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は特別法人税課税、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除の対象）となっており、特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時まで課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息分を課税するという原則に基づき、資産額全体に対して、課税される。 特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、更に財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響があることから、受給者保護の大きな阻害要因となる。 このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長し、受給者保護を図る必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標2-1 賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
		政策の達成目標	受給権保護の観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を行うことにより、受給者の安定した老後の所得確保を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望。
		同上の期間中の達成目標	受給権保護の観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を行うことにより、受給者の安定した老後の所得確保を図る。
		政策目標の達成状況	令和6年度末時点で24件189人に適用されており、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができた。
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用者数は、次のとおり。 令和6年度末：24件（189人） 令和7年度末：24件（189人）（推計） 令和8年度末：24件（189人）（推計） 令和9年度末：23件（185人）（推計） 令和10年度末：22件（177人）（推計） 令和11年度末：19件（151人）（推計） なお、本租税特別措置等は、一定の要件が生じているため平成24年4月以降も存続している閉鎖型適格退職年金契約の全てに適用されるものであることから、制度上、適用が一部に偏ったり、僅少となることはない。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を行うことにより、閉鎖型適格退職年金契約の全てについて、受給権保護の観点から安定した老後の所得確保を図ることができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税について、同様の要望を提出している。 なお、企業年金各制度については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	安定した老後の所得を確保するため、閉鎖型適格退職年金契約の受給者保護が図られる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—	
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯		平成 11、13、15、17、20、23、26、29 年度及び令和 2、5 年度税制改正要望において、特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長を要望し、平成 11、13、15、17、20、23、26、29 年度及び令和 2、5 年度において課税停止措置が延長されている。	